

京田辺市指定給水装置工事事業者の新規申請のご案内

京田辺市給水条例に適用される区域内における給水装置の工事を施行するにあたっては、京田辺市給水条例の規定により、京田辺市公営企業管理者から指定を受ける必要があります。

指定を希望される場合は、次のとおり実施いたしますので、ご申請いただきますようご案内します。

1 申請書類

申請にあたっての必要書類は、別紙「京田辺市指定給水工事事業者に係る申請書類一覧」を参照願います。

申請書類一覧及び申請書類の各様式は、京田辺市ホームページの次のページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000006680.html>)

2 申請方法

(1) 窓口に持参しての申請

申請書類をご持参される場合は、京田辺市上下水道部経営管理室(京田辺市上下水道部事務所1階)で受付いたします。

なお、受付時間は土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く日の午前8時30分から午前12時まで及び午後1時から午後5時までです。

(2) 郵送による申請

申請書類を郵送される場合は、郵送記録が残るもの（簡易書留、特定記録郵便など）により郵送してください。

申請書類の郵送過程における紛失、毀損等の事故については、一切責任を負いません。

また、別紙申請書類一覧にある返送用封筒（更新手数料納付書送付用及び新指定者証送付用の2種類）を同封してください。

3 申請手数料

新規申請手数料として、15,000円が必要です。

持參受付の場合は指定工事業者証の交付時に納入

郵送受付の場合は返信用封筒で送付する納付書で納入

4 問い合わせ

京田辺市上下水道部経営管理室

電話：0774-62-0414

FAX: 0774-63-4783